

令和5年度女性活躍推進学習会（在宅ワーク入門講座）業務業者選定実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度女性活躍推進学習会（在宅ワーク入門講座）業務

(2) 業務の目的

この業務は、就労を希望しながらも子育て、介護等で働く時間、場所等に制約のある東近江市在住の女性を対象に実施し、それぞれのライフスタイルに合わせた多様な働き方を選択できるよう、在宅ワークに関する基本的知識や必要なスキルの習得支援等を行うことにより、就労意欲を高めることを目的とする。

(3) 業務内容

令和5年度女性活躍推進学習会（在宅ワーク入門講座）業務仕様書（別紙）のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

(5) 提案上限額

605,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※金額は契約額や予定額を示すものではなく、提案に当たっては上記金額を超えないことに留意すること。

なお、限度額を超えた提案は、無効とする。

2 実施形式

公募型プロポーザルとし、令和5年度女性活躍推進学習会(在宅ワーク入門講座)業務プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき契約候補者を選定する。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、公募開始の日を基準日として次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 令和5年度における東近江市入札参加資格者名簿に登録されていること。登録のない者については、「4 名簿に登録されていない者の参加」に掲げる書類を企画提案書類と併せて提出すること。
- (2) 東近江市入札参加資格審査申請において、提出された書類の不備及び記載事項に虚偽がないこと。
- (3) 仕様書に定める業務について業務遂行能力及び適正な実施体制を有し、かつ、

東近江市の指示に柔軟に対応できる者であること。

(4) 次の事項に該当しない者であること。

ア 東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準（平成20年東近江市告示第253号）又は東近江市物品関係入札参加停止及び指名停止基準（平成26年東近江市告示第137号）に基づく入札参加停止又は指名停止を受けている者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づく東近江市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当する者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

エ 役員等（プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはそのものを、法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

ク 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(5) その他

応募者は、契約候補者決定までの間に、上記(1)から(4)までに定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

4 名簿に記載されていない者の参加

「3 参加資格」の(1)に掲げる名簿に登録されていない者は、次に掲げる書類を参加表明書と併せて提出すること。

- (1) 法人にあつては、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）
- (2) 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- (3) 財務諸表（法人及び個人）直近1期分
- (4) 法人にあつては、直近年の国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）、直近年度の都道府県税（事業税及び都道府県民税及び自動車税）及び市町村税（法人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）の全ての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- (5) 個人にあつては、直近年の国税（申告所得税並びに消費税及び地方消費税）、直近年度の都道府県税（事業税及び自動車税）及び市町村税（個人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）の全ての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- (6) 暴力団等の排除に係る誓約書（様式1）

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間

令和5年9月19日（火）正午まで

イ 提出方法

質問書（様式2）により、実施要領に記載している電子メールアドレス宛てに提出するものとする。提出後は、必ず電話で受信確認を行うこと。

※メールタイトルを「女性活躍推進学習会業務プロポ質問書（会社名）」とすること。

(2) 質問に対する回答

令和5年9月22日（金）までに質問者を伏せた上で、東近江市ホームページにおいて公開する。

なお、電話、口頭等の個別対応はしないものとする。また、無用な混乱を招くことが危惧される場合は、質問に回答しないことがある。

6 参加表明書（兼参加資格審査申請書）の提出

プロポーザルに参加を希望する事業者は、あらかじめ参加表明書（兼参加資格審査申請書）を次により提出すること。

(1) 提出期限及び提出方法

令和5年9月19日（火）正午

市民部人権・男女共同参画課まで持参又は郵送（持参の場合は、市の休日を除

く午前9時から午後5時まで)

※提出資料の作成及び提出に要する費用は応募事業者の負担とする。また、郵送の場合は期限までに必着とし、郵送における事故については応募事業者の責任とする。なお、郵送の場合は、自ら当市の連絡先まで到着確認を行うこと。

(2) 提出書類

ア 参加表明書（兼参加資格申請書）（様式3） 1部

イ 様式3記載の添付書類 各1部

(3) 本プロポーザルに参加を希望する者のうち、東近江市入札参加資格者名簿に登録されていないものは、参加表明書（兼参加資格審査申請書）提出時に「4名簿に登録されていない者の参加」に掲げる書類を併せて提出すること。

なお、参加資格については本プロポーザルのみ有効とする。

(4) 参加表明書を提出した後、提案を辞退する場合は、企画提案書類の提出期限までに参加辞退届（様式6）を提出すること。

7 参加資格の確認等

「3 参加資格」に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和5年9月22日（金）までにプロポーザル参加資格確認結果通知書を電子メールにより通知する。

8 企画提案書類の提出

(1) 提出期限及び提出方法

令和5年9月28日（木）正午

市民部人権・男女共同参画課まで、以下に記載の書類を持参又は郵送（持参の場合は市の休日を除く午前9時から午後5時まで）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は応募事業者の負担とする。また、郵送の場合は期限までに必着とし、郵送等における事故については応募事業者の責任とする。

なお、郵送の場合は、自ら当市の連絡先まで電話により到着確認を行うこと。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式。「9 企画提案書（任意様式）作成方法」を参照）

イ 業務スケジュール（任意様式）

ウ 参考見積書及び内訳書（任意様式）

(ア) 見積書には、消費税及び地方消費税を含む合計額を記載すること。

(イ) 見積金額には、令和5年度女性活躍推進学習会業務仕様書に掲げる業務に

ついて、着手から納品まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。

(3) 提出部数

ア 上記アからウまでの順に並べ、正本1部及び副本6部を提出すること。

イ 正本には、事業者名、所在地住所及び代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。

ウ 副本6部には、審査の公正を期すため、企画提案書類には会社名、住所、ロゴマーク等参加者を特定できる表示をしないこと。

※業務実施に係る体系図には、参加者を「当社」と記載すること。

9 企画提案書（任意様式）作成方法

(1) 記載する内容

次の内容については、必ず記載すること。

ア 企画内容の骨子

イ 具体的な内容

(ア) 講座の内容及び講師

(イ) その他業務全体を通して工夫する点

ウ 事業実施スケジュール

エ 業務執行体制

(2) 作成上の留意点

ア 企画提案書は、日本産業規格A4（縦長、横長不問）で作成し、ファイルにとじること。

イ 両面印刷でまとめ、各ページの下部余白にページ番号を付し、左端ホッチキス留めで提出すること。

ウ 文字サイズは、11ポイント以上とすること。ただし、図表等については、この限りでない。

エ 文書を補完するための写真又はイラストの使用は、任意とする。

オ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう解りやすく表現すること。

カ 企画提案書のページ数は、10ページ以内とする（表紙は除く。）。

10 資格審査及び提案の選考

(1) 審査委員会の設置

公正性、透明性及び客観性の確保のためにプロポーザル審査委員会設置要領に定める審査委員会を設ける。

(2) 審査方法

ア 応募事業者資格の確認審査

委託者において、応募資格の確認審査を参加資格審査申請書類により実施し、基本方針に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。

なお、資格不備の場合には失格とする。

イ 選考審査会

- (ア) 審査委員会において、企画提案書等応募書類及びプレゼンテーション並びに質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。ただし、提案者が3者を超える場合は、人権・男女共同参画課が業務実績等による書類審査を行い、プレゼンテーションの対象とする応募者をあらかじめ3者選定できるものとする。
- (イ) 別に定める評価基準に基づき各審査委員が採点を行い、審査委員別にプロポーザル参加者ごとの合計点を比較し、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点の順位点を付与する。ただし、同順位のプロポーザル参加者が複数ある場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となったプロポーザル参加者の数で除して得られる点数を付与する。
- (ウ) プロポーザル参加者ごとの順位点の合計が同点の場合は、見積額が少ない者を高い順位とする。
- (エ) 提案上限額の範囲内において最も順位の高い者を契約候補者として選定する。
- (オ) 応募者が1者の場合であっても、審査委員会による審査は行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められたときは、その応募者を契約候補者として選定する。
- (カ) 審査会で評価された評価点について、6割以上の評価点であることを最低基準点とし、審査の結果、評価が基準点に満たない場合は採用しない。
- (キ) プレゼンテーション及び審査経過については、非公開とし、審査結果については、応募者事業者全員に書面で通知し、市ホームページに公表する。
- (ク) 審査結果についての異議申立ては、受け付けない。

(3) プレゼンテーション

令和5年度女性活躍推進学習会（在宅ワーク入門講座）業務仕様書及び「9 企画提案書（任意様式）作成方法」を踏まえてプレゼンテーションを行うものとする。

ア 実施日

令和5年10月4日（水） ※予定。時間等は改めて通知する。

イ 実施方法

オンライン方式（Zoom）による実施

ウ 実施時間

1者につき30分程度（質疑応答を含む。）を予定

エ 資料

企画提案書類提出時の資料を用い、追加資料の提出は認めない。

オ 説明者

説明者は、1者につき2人までとする。

11 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出書類が定められた提出期限、場所及び方法に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4) その他審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由を認める場合

12 日程（予定）

プロポーザルの公告及び実施要領の公表	9月11日（月）
参加表明書（兼参加資格審査申請書）及び 企画提案書類に関する質問の提出期限	9月19日（火）正午
参加資格確認結果の通知及び質問に対する 回答	9月22日（金）
企画提案書類の提出期限	9月28日（木）正午
選考審査会（プレゼンテーション）	10月4日（水） ※オンラインでの実施
審査結果の通知	10月6日（金）

13 情報公開及び提供

- (1) 参加者数及び選定した契約候補者については、東近江市ホームページにおいて公開する。
- (2) 本プロポーザル実施に関する情報及び契約候補者から提出された資料は、東近江市情報公開条例（平成17年東近江市条例第10号）に基づき公開することがある。

14 著作権等及び提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類等の著作権は、東近江市に帰属する。ただし、契約を締結しなかった応募者が提出した書類等の著作権については、応募者に帰属する。
- (2) 市は、本プロポーザルの審査等の必要な範囲において、提出された書類等を複製することがある。

15 契約

- (1) 契約候補者との契約に当たっては、仕様等について改めて協議の上、契約内容を確定し、改めて提出された見積書により契約額を確定する。
- (2) 契約保証金その他契約に当たっては、東近江市財務規則（平成17年東近江市規則第53条）に基づくこととする。

16 その他

- (1) 本プロポーザル選考に参加する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者1案とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出期限以後における提出書類の差替え、再提出及び内容変更は認めない。
- (5) 提出書類に記載した担当者は、病気休暇、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。

なお、極めて特別な場合で担当者を変更する場合は、変更前の担当者と同等以上の業務経歴を有する者とし、東近江市の承認を要する。

- (6) 公正な選定が確保できない場合は、本選定を中止することがある。
- (7) 連絡先及び提出先

〒527-8527

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

東近江市市民部人権・男女共同参画課 担当 羽根

電話 0748-24-5620

電子メール jinken@city.higashiomi.lg.jp